

相談番号
申請番号

設備業者
令和 年 月 日

浄化槽設置整備事業費補助金 事前相談票(合併浄化槽更新用)

1. 申請者 住所
 (予定) 氏名 私が居住します

2. 設置場所 住所

3. 浄化槽の大きさ 人槽 4. 使用人数 人

5. 延べ床面積 m2 2世帯住宅 店舗兼住居

6. 上乗せ補助金 有 7. 共有名義・家主

8. ただし書き適用 非該当 適用できるが、しない理由と申請者電話番号

*** ** *

9. 申請者の住所と現在使用している合併浄化槽の設置場所は同じ場所ですか?
 1. 同じ場所 2. 別の場所

10. 設置場所は公共下水道・農業集落排水の計画区域内ですか?
 1. 下水・農集 2. 区域外 3. 不明 4. 大型浄化槽

11. 現在使用している合併浄化槽は設置届出日より25年以上を経過していますか?
 1. はい 2. いいえ

12. 維持管理(保守点検・清掃・法定検査)を直近3年以上継続して実施していますか?
 1. はい 2. いいえ

13. 18. で「1. はい」の場合、直近3年間の法定検査結果はどうでしたか?
 (法定検査結果書をもとに検査年と結果について記入してください。)

①令和 年検査【 検査結果: 適正 ・ 不適正 】
 ②令和 年検査【 検査結果: 適正 ・ 不適正 】
 ③令和 年検査【 検査結果: 適正 ・ 不適正 】

不適正となった年と理由

令和 年検査 理由:

14. 現在使用している合併浄化槽の躯体の状態(修補等が難しい状態なのかどうか)

15. 合併浄化槽の更新にかかる加算項目について
 1. 既存撤去 2. なし
 撤去できない理由

*** ** *

市役所 記入欄 以上から、結果として浄化槽補助金(仮判定)

16. 1. 補助対象 2. 補助対象(汚水処理改善しない) 3. 対象外

◆注意◆ これは補助要件を整理するためのもので、申請ではありません。別途、申請書一式をご提出ください。

- ※2 基本的に地図を添付のこと。住所地番を示すなど、場所が容易に特定できる場合は添付しなくても構いません。
- ※4 居住の根拠・使用人数は住民票を原則とします。例えば、住民票上の世帯人数が1人であるのに、使用人数が5人と言うのは、認められません。複数世帯が合流するなど、人数の大幅な変更については、注記をお願いします。
- ※6 上乗せ補助金は下水道見直し区域に付く加算です。ご相談の場所が対象になるかわからない場合は、担当者までお尋ねください。
- ※7 共有名義者がいる、または借り手の場合は家主をご記入ください。
- ※8 人槽に疑義がある場合は、市 担当者から施主様に直接お尋ねします。また、ただし書き非適用に特段の理由が無い場合、適用を促す事があります。
ただし書きとは、広い既存住宅を少人数で使用する場合、設置する浄化槽を7人槽から5人槽にしても良い規則のことです。
- ※10 下水道など事業計画区域は、下水道課のホームページに掲載されています。公共下水道供用開始区域をご参照ください。地図の参照・判定が難しい場合は、担当者までお尋ねください。
- ※11 現在使用している合併浄化槽において、設置届出日から25年以上と確認できない場合は補助対象外となります。
- ※12 維持管理直近3年以上の実施について、保守点検、清掃、法定検査いずれが欠けても補助対象外となります。
- ※13 法定検査の結果が適正であり、現在の躯体に破損等が認められない場合は補助対象外となります。不適正の場合は理由を求めます。
申請直前以前の法定検査等が不適正であった場合、その後において改善確認ができない場合は補助対象外となります。
- ※14 修繕で対応が可能な状態の場合、補助対象外となる場合があります。
- ※15 既存住宅にて合併浄化槽の更新を行う際、既設の合併浄化槽を完全撤去をする場合に、15万円の加算が付く事があります。
なお、原則撤去のため、撤去できない場合は理由を求めます。

事前相談は申請日までに余裕をもって行ってください。

事前相談のない補助申請においては、申請に先立ち事前相談の内容をお尋ねする事となります。そのため、事前相談された方に比べて、補助の決定までに日数を要する事となります。また、調べた結果、補助対象でないために却下となる恐れも高まりますので、ご注意ください。